

令和2年2月20日
(公財)安全衛生技術試験協会

新型コロナウイルスの感染防止のための特別措置の実施について

厚生労働省では、国民の健康の確保や新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、令和2年2月17日から、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。」よう呼びかけています。

受験者の健康の確保や新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、当協会では、当面、以下のとおり特別措置を実施いたします。

- 1 発熱等の風邪症状が見られる場合には、試験の受験について慎重にご検討いただきますようお願いいたします。
- 2 発熱等の風邪症状が見られることにより受験を見合わせる方については、試験日の変更又は受験料の返還を行いますので、事前に受験する安全衛生技術センターへご連絡願います。
- 3 上記2の措置は、当面、令和2年3月末までに実施する試験を対象といたしますが、状況により延長する場合があります。